

北茨城市公告第 11 号

北茨城市一般競争入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4年 5月31日

北茨城市長 豊田 稔

1 入札対象工事（建築一式I類）

- (1) 工事名 4市単箇施第1号 マウントあかね宿泊棟改修工事
- (2) 工事場所 北茨城市華川町小豆畑 地内
- (3) 工事概要 マウントあかね宿泊棟改修工事
管理・宿泊棟 RC造・鉄骨造
地上2階建て1535.99㎡ H. 11年築
- ① 建築工事1.0式
渡り廊下棟改修工事（屋根防水改修含む）
宿泊B棟1階改修工事（1階客室ツインルーム3室＋廊下）
宿泊B棟2階改修工事（2階客室8帖3室＋廊下＋談話室）
宿泊A棟2階改修工事（2階客室4室＋廊下＋談話室）
- ② 機械設備工事1.0式
A棟・B棟・渡り廊下棟・空調設備等
- ③ 電気設備工事1.0式
照明器具設備工事等
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和 5年 1月31日まで
- (5) 予定価格 116,260,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (6) 調査基準価格 98,320,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 4年 6月23日（木） 午前11時30分から
- (2) 場所 北茨城市役所3階総務課

3 一般競争入札参加資格要件

北茨城市一般競争入札実施要項（平成7年北茨城市告示第18号）第3条に規定する入札参加資格の認定（建築一式I類）を受けている者、かつ認定要件を満たしている者のうち、次の要件を備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項に規定する北茨城市の入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 入札公告の日から開札の日までの間、又はその一部の期間が、北茨城市建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成10年北茨城市告示第1号）に規定する指名停止期間中でないこと。
- (3) 対象工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

4 設計図書の閲覧及び質問等

- (1) 設計図書の閲覧 入札情報サービスにて掲載する。

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- (2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、下記担当課に確認すること。

- | | |
|-------|--------------------------|
| ア 期限 | 令和 4年 6月 9日 (木) |
| イ 担当課 | 北茨城市役所 環境産業部 農林水産課 |
| | 電話 0293-43-1111 (内線 387) |
| ウ 回答 | 令和 4年 6月 14日 (火) |

5 現場説明会

実施しない。

6 入札方法、注意事項

電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）とする。ただし、ICカード再取得の申請若しくは準備中の場合又はその他機器の故障等によるやむを得ない事情がある場合に限り、紙による入札（以下「紙入札」という。）へ切り替えることができる。この際、紙入札方式参加承認願を総務課契約検査室へ提出し承認を受けるとする。承認のない入札は無効とする。

- (1) 電子入札の場合

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ア 参加申込 | 令和 4年 5月 31日 (火) 午後 2時から |
| | 令和 4年 6月 6日 (月) 午前12時まで |
| | <u>・最新の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。</u> |
| イ 提出期間 | 令和 4年 6月 20日 (月) 午前10時から |
| | 令和 4年 6月 22日 (水) 午後 5時まで |
| ウ 工事費等内訳明細書 | |

・工事費等内訳明細書は所定の様式とし、記載内容は金抜設計書（閲覧した設計書）の工事費等内訳書に基づき工事費等を積算し、入札金額を明らかに

すること。

(2) 紙入札の場合

一般書留若しくは簡易書留又は直接持参による提出とし、電報、ファックス等による入札は認めない。入札書余白に「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載すること。

ア 承認願 令和 4年 5月31日（火）午後 2時から
令和 4年 6月 6日（月）午前12時まで

・最新の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

イ 提出期間 令和 4年 6月20日（月）午前10時から
令和 4年 6月22日（水）午後 5時まで

ウ 工事費等内訳明細書

・工事費等内訳明細書は所定の様式とし、記載内容は金抜設計書（閲覧した設計書）の工事費等内訳書に基づき工事費等を積算し、入札金額を明らかにすること。

・入札書と同封のうえ提出すること。

7 落札

(1) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札については、当該入札を保留とし当該入札者に北茨城市低入札価格取扱要綱に基づく調査を実施する。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

要する。金銭的保証（契約金額の100分の10以上）

10 契約書作成の要否

要する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 北茨城市一般競争入札実施要項（平成7年北茨城市告示第18号）第3条に規定する入札参加資格の認定（建築一式I類）を受けていない者のした入札
- (3) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

12 入札の中止

入札の参加者が1者の場合は入札の執行を中止する。

13 支払い条件

- (1) 前払金 請求できる。（請負代金額の10分の4以内）
- (2) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札の前払金
（請負代金額の10分の2以内）
- (3) 中間前払金 中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請求できる。（請負代金額の10分の2以内）
- (4) 部分払 請求できる。ただし、回数は協議して定める。

14 調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合の制限

- (1) 調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合、次の制限をする。
現場代理人と監理技術者等の兼任を認めない。

15 その他

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、北茨城市財務規則（平成元年規則第10号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事である場合は、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (3) 落札者は落札決定後、対象工事について現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定届を提出しなければならない。
- (4) 入札をした者は、入札後において、この公告、設計図書、工事請負契約書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 公告の内容については、次に照会のこと。

北茨城市役所総務部総務課契約検査室
電話 0293-43-1111 (内線 336)